

事 務 連 絡

平成30年7月8日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害における
民間賃貸住宅の活用について

今般発生した平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、西日本を中心に多数の被害が発生しており、国土交通省においては、国土交通省非常災害対策本部を設置し、被害状況の把握、被災者支援等に取り組んでいるところですが、とりわけ被災者の方々の住宅確保対策が急務となっています。

貴団体におかれましては、以下について所属会員会社のご支援、ご協力を賜りたく周知徹底方お願い申し上げます。

- 1 関係地方公共団体との災害協定等を踏まえ、賃貸住宅の情報提供や斡旋等、被災者の民間賃貸住宅への円滑な入居の確保
- 2 関係地方公共団体近隣の会員会社と連携を図りながら、被災者に対し、入居可能な賃貸住宅の情報提供、斡旋仲介等の実施
- 3 所属会員会社の管理物件の早期点検及び復旧に向けた相談、調整の実施